

新版 酸素欠乏症等の防止

酸素欠乏症危険作業主任者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習テキスト No.216320

<新旧対照表> 5版 令和5年11月24日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 4版4刷 (令和5年1月10日)	(新版) 5版 (令和5年11月24日)
[ 表記・用語の統一 (例：職場→事業所 など) ] ※旧版から新版への変更にあたり、「表記・用語の統一」は行っていません。	

(旧版) 4版4刷 (令和5年1月10日)			(新版) 5版 (令和5年11月24日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
はじめに	上から 16行目 から	当協会においては、昭和47年に作業主任者技能講習用テキストとして「酸素欠乏症の防止(初版)」を発売してから、「酸素欠乏症等防止規則」の改正、測定機器や呼吸用保護具等の技術革新の進化にともない改訂を行ってきましたが、平成23年6月に救急蘇生に関する「JRC(日本版)ガイドライン2010」が発表され、人工呼吸における胸骨圧迫の重要性が強調されるなど一次救命処置(救命手当)が変更されたことから、ここに新版を発売することといたしました。  本テキストでは、救命手当(心肺蘇生、AEDを用いた除細動等)の変更と併せて、最新の測定機器等の適切な取扱い方法を掲載しています。  本書が、技能講習用テキストとして、また工事関係者に広く使用されることにより、酸素欠乏症等による労働災害の防止が徹底されることを願っております。  平成25年3月	はじめに	上から 16行目 から	当協会においては、昭和47年に作業主任者技能講習用テキストとして「酸素欠乏症の防止(初版)」を発売してから、「酸素欠乏症等防止規則」の改正、測定機器や呼吸用保護具等の技術革新の進化にともない改訂を行ってきましたが、救急医療から蘇生科学に関する最新の一般社団法人日本蘇生協議会のJRC(日本版)ガイドラインを踏まえ、胸骨圧迫と人工呼吸による心肺蘇生とAEDの使用について、また、関係法令の改正等により、ここに新版を発売することといたしました。  本テキストでは、一次救命処置の手順(心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック)と併せて、最新の測定機器等の適切な取扱い方法を掲載しています。  本書が、技能講習用テキストとして、また工事関係者に広く使用されることにより、酸素欠乏症等による労働災害の防止が徹底されることを願っております。  令和5年10月
目次	7章最後	第3章 一次救命処置の手順(心肺蘇生、AEDを用いた除細動)	目次	7章最後	第3章 一次救命処置の手順(心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック)
目次	8章	(赤枠を部分を修正)	目次	8章	
第8編 関係法令(抄).....151 1. 酸素欠乏症等防止規則.....151 2. 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則.....181			第8編 関係法令(抄).....151 1. 酸素欠乏症等防止規則.....151 2. 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則.....183		

(旧版) 4版4刷 (令和5年1月10日)			(新版) 5版 (令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
目次	8章災害事例	(赤枠を部分を修正)	目次	8章災害事例	
災害事例 ..... 209 酸素欠乏症に関する災害事例 (事例1~10) 硫化水素中毒に関する災害事例 (事例11~15) 事例-1 下水道工事現場での鉄イオンの酸化による酸素欠乏 ..... 211 事例-2 地下ピット内での有機物の腐敗による酸素欠乏 ..... 212 事例-3 未共用の既設下水道点検中での酸素欠乏 ..... 213 事例-4 マンホール内での有機物腐敗による酸素欠乏 ..... 214 事例-5 ガス管補修作業中での空気とガスとの置換による酸素欠乏 ..... 215			災害事例 ..... 213 酸素欠乏症に関する災害事例 (事例1~10) 硫化水素中毒に関する災害事例 (事例11~15) 事例-1 下水道工事現場での鉄イオンの酸化による酸素欠乏 ..... 215 事例-2 地下ピット内での有機物の腐敗による酸素欠乏 ..... 216 事例-3 未共用の既設下水道点検中での酸素欠乏 ..... 217 事例-4 マンホール内での有機物腐敗による酸素欠乏 ..... 218 事例-5 ガス管補修作業中での空気とガスとの置換による酸素欠乏 ..... 219		
目次	8章災害事例	(赤枠を部分を修正)	目次	8章災害事例	
事例-6 屋内での内燃機関による一酸化炭素中毒 ..... 216 事例-7 ずい道内の地層 (頁岩) による酸素欠乏 ..... 217 事例-8 潜函の圧気を減圧した場合に酸素欠乏空気が逆流 ..... 218 事例-9 汚水ポンプ室内で砂れき層に圧入されていた酸素欠乏空気が湧出 ..... 219 事例-10 大気圧の低下により砂れき層に圧入されていた酸素欠乏空気が湧出 ..... 220 事例-11 マンホール内での有機物の分解による硫化水素中毒 ..... 221 事例-12 下水道 (雨水) による清掃作業中の硫化水素中毒 ..... 222 事例-13 下水道マンホール浚せつ作業での硫化水素の発生 ..... 223 事例-14 汚水樹改修中での有機物の分解による硫化水素中毒 ..... 224 事例-15 推進工法での腐泥層中の硫化水素が地下水とともに発生 ..... 225			事例-6 屋内での内燃機関による一酸化炭素中毒 ..... 220 事例-7 ずい道内の地層 (頁岩) による酸素欠乏 ..... 221 事例-8 潜函の圧気を減圧した場合に酸素欠乏空気が逆流 ..... 222 事例-9 汚水ポンプ室内で砂れき層に圧入されていた酸素欠乏空気が湧出 ..... 223 事例-10 大気圧の低下により砂れき層に圧入されていた酸素欠乏空気が湧出 ..... 224 事例-11 マンホール内での有機物の分解による硫化水素中毒 ..... 225 事例-12 下水道 (雨水) による清掃作業中の硫化水素中毒 ..... 226 事例-13 下水道マンホール浚せつ作業での硫化水素の発生 ..... 227 事例-14 汚水樹改修中での有機物の分解による硫化水素中毒 ..... 228 事例-15 推進工法での腐泥層中の硫化水素が地下水とともに発生 ..... 229		
2	上から17行目	なお、酸素欠乏症の発生状況の推移等の詳細について知りたい場合は、当協会が発行している「 <u>建設業グラフで見る労働災害統計</u> 」がある。	2	上から17行目	なお、酸素欠乏症の発生状況の推移等の詳細について知りたい場合は、当協会が発行している「 <u>建設業安全衛生早わかり</u> 」がある。
3	1行目	症と同様に、当協会が発行している「 <u>建設業グラフで見る労働災害統計</u> 」がある。	3	1行目	症と同様に、当協会が発行している「 <u>建設業安全衛生早わかり</u> 」がある。
9	上から11行目	(第6編 第5章_132頁参照)。	9	上から11行目	(第6編 第5章_第6節_132頁参照)。
53	上から7行目	② 酸素欠乏等の発生源を効率よく換気することができない。 (上記下線部を削除)	53	図2-25	② 酸素欠乏等の発生源を効率よく換気することができない。

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
57	表 6-2	(右図に差し替え)	57	表 6-2	

表6-2 風管の種類と特徴

種類	軟質風管			硬質風管
	PVC・ターポリン			
材質	PVC・ターポリン			亜鉛銅板
形式	長尺式	スパイラル式	ファスナー式	スパイラルダクト
摩擦損失係数	小	中	小	大
漏風率	小	中	小	大
損傷し易さ	大	中	大	小
重量	大	中	小	大
施工性	中程度	良い	良い	中程度
再使用性	容易	容易	容易	難しい
耐火性	難燃	難燃	難燃	不燃
帯電性	小	小	小	小
価格	高価	安価	安価	中程度
口径 (mm)	200~2000	300~1600	200~2000	75~2000
標準厚さ (mm)	0.4~0.5	0.4~0.7	0.5~0.8	0.5~1.6
単位長さ (mm)	20~300	200~2000	200~2000	4

表6-2 風管の種類と特徴

	軟 管			硬 管			
	樹脂製加工布風管			スパイラル風管		アルミニウム加工風管	FRV 風管
継 手	ファスナ	防水ファスナ	オスメス差込	ソケット	オスメス被膜		
継 手 処 理	スカート	ドーナツシール	円形パッキンレバーバンド	ビス止め	特殊パッキン圧密		
漏 風	大	小	小	中	小	中	中
摩 擦 損 失	中	中	中	中	中	小	小
損 傷 し 易 さ	大			小		中	中
重 量	小			大		中	中
施 工 性	良い			中程度	良い	中程度	中程度
耐 火 性	防災加工可	防災加工		不燃		難燃	防災加工
耐 電 性	大			小		小	大
価 格	安価	中程度	中程度	中程度	中程度	高価	高価
口 径 (mm)	200~2,000	200~2,000	200~2,000	75~1,800	200~900	400~1,300	600~1,000
標準厚 (mm)	0.3~0.7			0.5~1.2	1.0, 1.2	2~3	1~3
長 さ (m)	10 (3.5~300)			4	5	2.44	5

※ずい道換気指針より

71	上から 2行目	<p>酸素濃度及び硫化水素濃度の測定器は、日本工業規格 (JIS) でその構造、性能等が規定されており各種の検知方式、構造、性能の測定器があり、測定器の精度、耐久性、操作および保守の難易について異なるため、用途にあった測定器を選定し、使用する必要がある。これらの代表的なものを表6-5に示す。</p>	71	上から 2行目	<p>酸素濃度及び硫化水素濃度の測定器は、日本産業規格 (JIS) でその構造、性能等が規定されており各種の検知方式、構造、性能の測定器があり、測定器の精度、耐久性、操作および保守の難易について異なるため、用途にあった測定器を選定し、使用する必要がある。これらの代表的なものを表6-5に示す。</p>
80	上から 14行目	<p>これらの保護具は、着用者の生命を守る大切なものであり、労働安全衛生法令や日本工業規格 (JIS) でその構造等が定められている。これに適合したものを使用し、日頃の点検整備及び着装訓練を実施して、使用方法等を十分習熟させておくことが大切である。</p>	80	上から 14行目	<p>これらの保護具は、着用者の生命を守る大切なものであり、労働安全衛生法令や日本産業規格 (JIS) でその構造等が定められている。これに適合したものを使用し、日頃の点検整備及び着装訓練を実施して、使用方法等を十分習熟させておくことが大切である。</p>

頁	箇所	内容
81	表 6-7	(赤枠を削除)

頁	箇所	内容
81	表 6-7	

表6-7 給気式呼吸用保護具の種類と適用できる環境

種類	形式	使用できる面体等の種類	適用できる環境の区分 <sup>(1)</sup> (表6-8参照)			
			A, B	C		
自給式呼吸器	圧縮空気形	デマンド形	面体	○	△	
		プレッシャデマンド形	面体	○	○	
	酸素呼吸器 (循環式)	圧縮酸素形 <sup>(2)</sup>	面体	○	△	
		酸素発生形 <sup>(3)</sup>	面体	○	△	
半閉鎖循環式呼吸器		面体	○	△		
送気マスク	ホースマスク	肺力吸引形	面体	○	×	
		送風機形	電動	面体	○	△
			手動	フェイスシールド、フード	○	×
	エアラインマスク	一定流量形	面体	○	○ <sup>(4)</sup>	
		フェイスシールド、フード	面体	○	×	
			面体	○	△	
複合式エアラインマスク	デマンド形	面体	○	△		
	プレッシャデマンド形	面体	○	○		

注<sup>(1)</sup>○：使用可能  
 ×：使用不可  
 △：使用可能だが、面体と顔面との密着性が確かめられる場合に限る。  
<sup>(2)</sup> 十分な送風を行える場合に限る。  
<sup>(3)</sup> プレッシャデマンド型もある。  
<sup>(4)</sup> 現在、日本国内では販売されていない

表6-7 給気式呼吸用保護具の種類と適用できる環境

種類	形式	使用できる面体等の種類	適用できる環境の区分 <sup>(1)</sup> (表6-8参照)			
			A, B	C		
自給式呼吸器	圧縮空気形	デマンド形	面体	○	△	
		プレッシャデマンド形	面体	○	○	
	酸素呼吸器 (循環式)	圧縮酸素形 <sup>(2)</sup>	面体	○	△	
		酸素発生形	面体	○	△	
半閉鎖循環式呼吸器		面体	○	△		
送気マスク	ホースマスク	肺力吸引形	面体	○	×	
		送風機形	電動	面体	○	△
			手動	フェイスシールド、フード	○	×
	エアラインマスク	一定流量形	面体	○	○ <sup>(4)</sup>	
		フェイスシールド、フード	面体	○	×	
			面体	○	△	
複合式エアラインマスク	デマンド形	面体	○	△		
	プレッシャデマンド形	面体	○	○		

注<sup>(1)</sup>○：使用可能  
 ×：使用不可  
 △：使用可能だが、面体と顔面との密着性が確かめられる場合に限る。  
<sup>(2)</sup> 十分な送風を行える場合に限る。  
<sup>(4)</sup> プレッシャデマンド型もある。

89	表 6-12	(赤枠を削除)
----	--------	---------

89	表 6-12	
----	--------	--

表6-12 酸素呼吸器

種類	形式	使用時間 (分)	全装備質量 (kg)	冷却装置	
				有	
循環式呼吸器	圧縮酸素形	定量-デマンド併用形	150	約12	○
	酸素発生形 <sup>(1)</sup>	C形及びK形	120	約12	
開放式呼吸器 <sup>(1)</sup>					

注 <sup>(1)</sup>現在、国内では販売されていない

表6-12 酸素呼吸器

種類	形式	使用時間 (分)	全装備質量 (kg)	冷却装置	
				有	
循環式呼吸器	圧縮酸素形	定量-デマンド併用形	150	約12	○
	酸素発生形	C形及びK形	120	約12	
開放式呼吸器					

92	四角12の文章	呼気管と吸気管を左右の手で強く握り閉塞させ、 <u>軽く吸気し面体が顔に吸い付くことを確認し、そのまま首を上下左右に振った後も吸い付いたままであることを確認する。</u>
----	---------	---

92	四角12の文章	呼気管と吸気管を左右の手で強く握り閉塞させ、 <u>シールチェックを確認し、そのまま首を上下左右に振った後も吸い付いたままであることを確認する。</u>
----	---------	--

105	図 6-28	(赤枠部分を追加)
-----	--------	-----------

105	図 6-28	
-----	--------	--

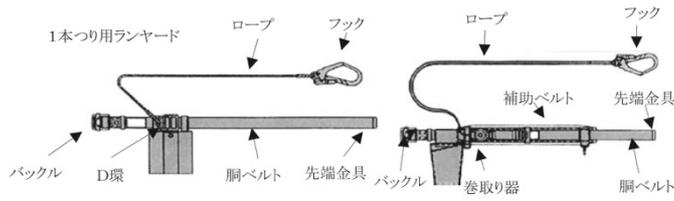


図6-28 胴ベルト型 (1本つり用) の構造 (例)

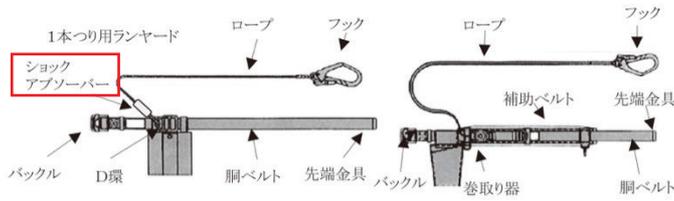
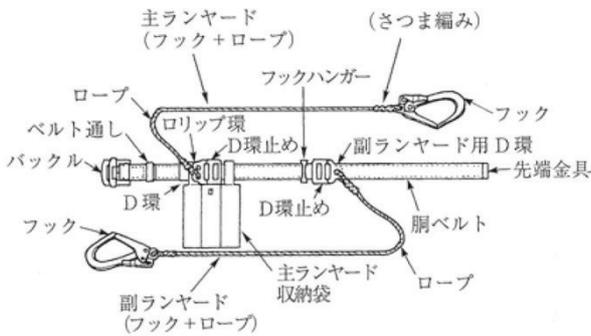
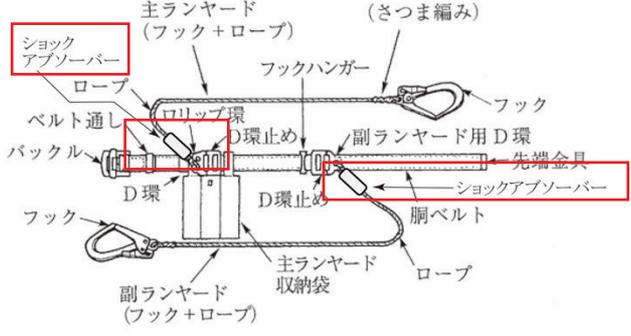


図6-28 胴ベルト型 (1本つり用) の構造 (例)

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
106	図6-29	(赤枠部分を追加)	106	図6-29	
		 <p>図6-29 胴ベルト型(ランヤード2本式)の構造(例)</p>			 <p>図6-29 胴ベルト型(ランヤード2本式)の構造(例)</p>
111	上から 5行目	3. 安全帯の使用	111	上から 5行目	4. 安全帯の使用
111	下から 2行目	4. 安全帯の点検	111	下から 2行目	5. 安全帯の点検
113	1行目	5. 安全帯の点検	113	1行目	6. 安全帯の廃棄基準
113	上から 5行目	6. 安全帯の保管・手入れ	113	上から 5行目	7. 安全帯の保管・手入れ
115	上から 2行目	<p>建設現場等に備え付けるべき救急用具の内容は、作業環境、作業方法、作業者の健康状態等から起こりうる急病や外傷の程度や頻度、医師の手当が受けやすいかどうか等の条件を考慮して選択すべきものであるが、<u>安衛則第634条で最低限備え付けるべき救急用具及び材料を以下のとおり定めている。</u></p> <p>① <u>ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬</u></p> <p>② <u>高熱物体を取り扱う作業場、その他火傷のおそれのある作業場については火傷薬</u></p> <p>③ <u>重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副子、担架等</u></p>	115	上から 2行目	<p>建設現場等に備え付けるべき救急用具の内容は、作業環境、作業方法、作業者の健康状態等から起こりうる急病や外傷の程度や頻度、医師の手当が受けやすいかどうか等の条件を考慮して選択すべきものであるが、<u>負傷者の応急手当を行う場合もあるためリスクアセスメントの結果や、安全管理者や衛生管理者、産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、建設現場において発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを備え付けること。</u></p> <p><u>労働災害等が発生した際に、速やかに医療機関へ搬送するのか、事業場において手当を行うのかの判断基準、救急用具の備付け場所・使用方法等をまとめた対応要領をあらかじめ定めておくこと。</u>マスクやビニール手袋、手指洗浄薬等、負傷者などの手当の際の感染防止に必要な用具及び材料も併せて備え付けておくことが望ましい。</p>

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
133	図 6-55	(全面変更)	133	図 6-55	
<p>図6-55 毎日の安全施工サイクルの例</p>			<p>図6-55 毎日の安全施工サイクルの例</p> <p>建災防では、労働安全衛生法第66条の10に基づく事業場における心理的な負担の程度を把握するための調査等に加え、職場環境改善のため、作業所で行うメンタルヘルス対策に取り組んでおり、その具体的な方法として「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を推進している。 以下本書では、「建災防方式」を省略し、「健康KYと無記名ストレスチェック」、「健康KY」又は「無記名ストレスチェック」という。</p> <p>※1 無記名ストレスチェック 安全朝礼、安全大会等の作業所に従事する元請社員、作業員全員が集合する場で一斉に実施し、その分析結果を踏まえて、より働きやすい職場環境を実現するための仕組みで、工期内に複数回実施する。</p> <p>※2 健康KY 安全ミーティングにおいて、睡眠、食欲、体調に関する3つの問いかけを職長・安全衛生責任者が各作業員に毎日繰り返し行い、日々の体調の変化を把握する取り組みである。</p>		

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
134	図 6-56	(全面変更)	134	図 6-56	
137	下から4行目から	ライン作成合同委員会でまとめた「JRC(日本版)ガイドライン 2015」に準拠した「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」を基本として、建設業等で働く人のために、建設現場等における救命手当(一次救命処置)を説明するものであり、「心肺蘇生」「AEDを使用した除細動」について記述する。	137	下から4行目から	ライン作成合同委員会でまとめた「JRC(日本版)ガイドライン 2020」に準拠した「救急蘇生法の指針 2020(市民用)」を基本として、建設業等で働く人のために、建設現場等における救命手当(一次救命処置)を説明するものであり、「心肺蘇生」「AEDを使用した電気ショック」について記述する。
138	図 7-4	(赤枠を部分を修正)	138	図 7-4	
*AED: Automated External Defibrillator/自動体外式除細動器			*AED: Automated External Defibrillator/自動体外式除細動器		
図 7-4 救急蘇生法の概要			図 7-4 救急蘇生法の概要		

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
140	下から 7行目	心停止から5分以内に <u>除細動</u> を行えば救命率は特に高く、市民によるAEDを用いた除細動の有効性がいくつかの臨床研究によって示されている。 AEDは、コンピュータによって自動的に心室細動の有無を解析し、必要に応じて電気ショックを与え、心臓を正常な動きに戻すための機器である。AEDを操作できる人が大幅に増えることによって、心停止から <u>除細動</u> までの時間が短縮され、心停止した傷病者の救命率向上が期待される。	140	下から 7行目	心停止から5分以内に <u>電気ショック</u> を行えば救命率は特に高く、市民によるAEDを用いた除細動の有効性がいくつかの臨床研究によって示されている。 AEDは、コンピュータによって自動的に心室細動の有無を解析し、必要に応じて電気ショックを与え、心臓を正常な動きに戻すための機器である。AEDを操作できる人が大幅に増えることによって、心停止から <u>電気ショック</u> までの時間が短縮され、心停止した傷病者の救命率向上が期待される。
141	1行目	なお、AEDを用いた <u>除細動</u> は、心肺蘇生をあわせて行う一次救命処置の一部であり、それだけを切り離すべきものではなく、AEDの操作とあわせて心肺蘇生をできるよう訓練しておくことが必要である。	141	1行目	なお、AEDを用いた <u>電気ショック</u> は、心肺蘇生をあわせて行う一次救命処置の一部であり、それだけを切り離すべきものではなく、AEDの操作とあわせて心肺蘇生をできるよう訓練しておくことが必要である。
142	下から 1行目	4章 120頁参照。	142	下から 1行目	4節 120頁参照。
144	1行目	第3章 一次救命処置の手順(心肺蘇生、AEDを用いた <u>除細動</u> )	144	1行目	第3章 一次救命処置の手順(心肺蘇生、AEDを用いた <u>電気ショック</u> )
144	図7-9 の注釈	※「呼吸原性心停止」が疑われる場合は、人工呼吸がより重要と <u>なります</u> 。	144	図7-9 の注釈	※「呼吸原性心停止」が疑われる場合は、人工呼吸がより重要と <u>なる</u> 。
148	1・2行 目	7. AEDを用いた <u>除細動</u> AEDを使用した <u>除細動</u> の方法は次のとおりである。	148	1・2行 目	7. AEDを用いた <u>電気ショック</u> AEDを使用した <u>電気ショック</u> の方法は次のとおりである。
150	2行目	<u>除細動</u> に成功した後、再び心停止の状態となりAEDが必要になる場合もあるので、AEDの電極パッドは傷病者の胸から剥がさず、電源も入れたままにしておく。	150	2行目	<u>電気ショック</u> に成功した後、再び心停止の状態となりAEDが必要になる場合もあるので、AEDの電極パッドは傷病者の胸から剥がさず、電源も入れたままにしておく。

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
150	下部の 囲み文 章	<p><u>AED の設置場所</u></p> <p><u>AED は、駅や公共施設などでは人目につきやすい場所に設置されています。下図のようなマークがついたボックスの中に置かれているのが一般的です。</u></p> <p><u>AED を取り出すためにボックスを開けると、警報ブザーが鳴るようになっているものがありますが、ブザーは鳴ったままでよいので、AED をボックスから取り出して傷病者のところへ運びます。</u></p> <p><u>建設現場においても、AED を設置しているところが増えてきています。</u></p> <p><u>万が一の場合に備えて、AED の設置場所や救出の際に使用する空気呼吸器等の必要な保護具の設置場所を事前に確認しておきましょう。</u></p>	150	下部の 囲み文 章	<p><u>AED を用いた電気ショック</u></p> <p><u>心室細動になった傷病者では、心停止から電気ショックまでの時間が、救命の成否を決定する最も重要な因子となります。心停止から5分以内に電気ショックを行えば救命率は特に高く、市民による AED を用いた電気ショックの有効性がいくつかの臨床研究によって示されています。</u></p> <p><u>AED は、コンピュータによって自動的に心室細動の有無を解析し、電気ショックの要否を音声で指示する機器です。AED の操作は音声メッセージで指示するため、それに従えば操作は難しくなく訓練を受けていない市民でも使用できますが、心肺蘇生とともに AED の使用方法を身につけておくことが望まれます。</u></p>
160 161	第5条	<p>事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を 18 パーセント以上（第2種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を 18 パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を 100 万分の 10 以下）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <p><u>2 事業者は、前項の規定により換気するとき、純酸素を使用してはならない。</u></p>	160 161	第5条	<p>事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を 18 パーセント以上（第2種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を 18 パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を 100 万分の 10 以下。<u>次項において同じ。</u>）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <p><u>2 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮しなければならない。ただし、前項ただし書の場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 事業者は、前二項の規定により換気が行われるときは、純酸素を使用してはならない。</u></p>

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
161	第5条 【解説】	(4) 第2項は、爆発火災の防止及び酸素中毒の予防の見地から換気のために純酸素を使用することを禁止したものであること。	161	第5条 【解説】	(4) 第3項は、爆発火災の防止及び酸素中毒の予防の見地から換気のために純酸素を使用することを禁止したものであること。
161	第5条 の2	(下線の項目を追加)	161	第5条 の2	<u>3 事業者は、前条第二項の請負人に対し、同項ただし書の場合においては、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</u>
162	第6条	(下線の項目を追加)	162	第6条	事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、労働者に要求性能墜落制止用器具(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第130条の5第1項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱(以下「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させなければならない。  <u>4 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせる場合で、酸素欠乏症等にかかつて転落するおそれのあるときは、当該請負人に対し、要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</u>
163	第8条	(下線の項目を追加)	163	第8条	<u>2 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業を行う場所に入場し、及び退場する時に、人員を点検しなければならない。</u>

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
164	第9条	<p>事業者は、酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、<u>酸素欠乏危険作業に従事する労働者以外の労働者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p> <p>2 酸素欠乏危険作業に従事する<u>労働者以外の労働者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。</u></p>	164	第9条	<p>事業者は、酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、<u>酸素欠乏危険作業に従事する者以外の者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該酸素欠乏危険場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p> <p>2 酸素欠乏危険作業に従事する<u>者以外の者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。</u></p>
167	第13条	(下線の項目を追加)	167	第13条	<p><u>2 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるとき(労働者が当該作業に従事するときを除く。)は、当該請負人に対し、常時作業の状況を監視し、異常があつたときに直ちにその旨を事業者及びその他の関係者に通報する者を置く等異常を早期に把握するために必要な措置を講ずること等について配慮しなければならない。</u></p>
168	第14条	<p>事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、<u>労働者をその場所から退避させなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、前項の場合において、酸素欠乏等のおそれがないことを確認するまでの間、その場所に特に指名した者以外の者が立ち入ることを<u>禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p>	168	第14条	<p>事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、<u>作業に従事する者をその場所から退避させなければならない。</u></p> <p>2 事業者は、前項の場合において、酸素欠乏等のおそれがないことを確認するまでの間、その場所に特に指名した者以外の者が立ち入ることについて、<u>禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p>

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
169	第16条	事業者は、酸素欠乏症等にかかった労働者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。 2 労働者は、前項の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	169	第16条	事業者は、酸素欠乏症等にかかった作業に従事する者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。 2 労働者は、前項の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 3 事業者は、第一項の救出作業を、酸素欠乏等の場所において作業に従事する者(労働者を除く。)が行うときは、当該者に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
169	第16条 【解説】	(1) 本条は、酸素欠乏等の場所において酸素欠乏症等にかかった労働者を救出する場合には、2次災害を防止するため、救出に従事する労働者に必ず空気呼吸器等を使用させなければならないことを規定したものであること。	170	第16条 【解説】	(1) 本条は、酸素欠乏等の場所において酸素欠乏症等にかかった作業に従事する者を救出する場合には、2次災害を防止するため、救出に従事する労働者に必ず空気呼吸器等を使用させなければならないことを規定したものであること。
169	第17条	(下線の項目を追加)	170	第17条	2 事業者は、酸素欠乏症等にかかるおそれのある場所における作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、酸素欠乏症等にかかったときは、直ちに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。
170	第19条	二 みだりに作動させることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。	171	第19条	2 みだりに作動させることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、みだりに作動させることが禁止されている旨を見やすい箇所に表示すること。

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
171	第20条	事業者は、冷蔵室、冷凍室、むろその他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業に労働者を従事させる場合は、労働者が作業している間、当該施設又は設備の出入口の扉又はふたが締まらないような措置を講じなければならない。ただし、当該施設若しくは設備の出入口の扉若しくはふたが内部から容易に開くことができる構造のものである場合又は当該施設若しくは設備の内部に通報装置若しくは警報装置が設けられている場合は、この限りでない。	172	第20条	事業者は、冷蔵室、冷凍室、むろその他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業に労働者を従事させる場合は、労働者が作業に従事する間、当該施設又は設備の出入口の扉又は蓋が締まらないような措置を講じなければならない。ただし、当該施設若しくは設備の出入口の扉若しくは蓋が内部から容易に開くことができる構造のものである場合又は当該施設若しくは設備の内部に通報装置若しくは警報装置が設けられている場合は、この限りでない。 <u>2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人が作業に従事する間(労働者が作業に従事するときを除く。)、同項の措置を講ずること等について配慮しなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。</u>
171	第20条 【解説】	(1) 本条は、労働者が、冷蔵室等の内部に閉じ込められて酸素欠乏症にかかることを防止するため、労働者が内部で作業する間、原則として出入口の扉又はふたが締まらないような措置を講ずべきことを規定したものであること。 (2) 「その他密閉して使用する施設又は設備」には、タンク、ボイラー、圧力容器、反応塔等があること。 (3) 「出入口の扉又はふたが締まらないような措置」とは、扉又はふたを取り外すこと、針金、ロープ、鎖等を使用して扉又はふたが締まらないように緊縛すること等があり、角材、鉄棒等で単に扉又はふたを支えることは、本条の措置には該当しないこと。	172	第20条 【解説】	(1) 本条は、労働者が、冷蔵室等の内部に閉じ込められて酸素欠乏症にかかることを防止するため、労働者が内部で作業する間、原則として出入口の扉又は蓋が締まらないような措置を講ずべきことを規定したものであること。 (2) 「その他密閉して使用する施設又は設備」には、タンク、ボイラー、圧力容器、反応塔等があること。 (3) 「出入口の扉又は蓋が締まらないような措置」とは、扉又は蓋を取り外すこと、針金、ロープ、鎖等を使用して扉又は蓋が締まらないように緊縛すること等があり、角材、鉄棒等で単に扉又は蓋を支えることは、本条の措置には該当しないこと。

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
172	第21条	(下線の項目を追加)	173	第21条	<p><u>4 事業者は、第1項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>1 請負人が作業に従事する間(労働者が作業に従事するときを除く。)、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上に保つように換気すること等について配慮すること。</u></p> <p><u>2 請負人に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させること。</u></p>
172	第22条	(下線の項目を追加)	173	第22条	<p><u>3 事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人が作業に従事する間(労働者が作業に従事するときを除く。)、同項各号の措置を講ずること等について配慮しなければならない。</u></p>
173	第23条	事業者は、その内部の空気を吸引する配管(その内部の空気を換気するためのものを除く。)に通ずるタンク、反応塔その他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業に労働者を従事させるときは、労働者が作業を <u>している間、当該施設又は設備の出入口のふた又は扉が締まらないような措置を講じなければならない。</u>	174 175	第23条	<p>事業者は、その内部の空気を吸引する配管(その内部の空気を換気するためのものを除く。)に通ずるタンク、反応塔その他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業に労働者を従事させるときは、労働者が作業に<u>従事する間、当該施設又は設備の出入口の蓋又は扉が締まらないような措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人が作業に従事する間(労働者が作業に従事するときを除く。)、同項の措置を講ずること等について配慮しなければならない。</u></p>

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
174	第23条 解説	(1) 本条は、減圧又は脱気した状態で化学反応を行わせるための設備等の内部において、労働者が作業している場合に、その外部にいる者が、内部で作業していることを知らずに内部の空気を吸引すること等により内部の空気が稀薄化し、そのため酸素欠乏症が発生することを防止するため、労働者が内部で作業している間、出入口のふた又は扉が締まらないような措置を講ずべきことを規定したものであること。  (2) 「ふた又は扉が締まらないような措置」の意義は第20条の「ふた又は扉が閉まらないような措置」の意義と同様であること。	175	第23条 解説	(1) 本条は、減圧又は脱気した状態で化学反応を行わせるための設備等の内部において、労働者が作業している場合に、その外部にいる者が、内部で作業していることを知らずに内部の空気を吸引すること等により内部の空気が稀薄化し、そのため酸素欠乏症が発生することを防止するため、労働者が内部で作業している間、出入口の蓋又は扉が締まらないような措置を講ずべきことを規定したものであること。  (2) 「蓋又は扉が締まらないような措置」の意義は第20条の「蓋又は扉が閉まらないような措置」の意義と同様であること。
174	第23条 の2	<u>3</u> 労働者は、第1項第2号の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	175	第23条 の2	<u>3</u> 事業者は、第1項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならない。  <u>1</u> 第1項第1号の措置を講ずること等について配慮すること。  <u>2</u> 請負人が作業に従事する間(労働者が作業に従事するときを除く。)、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮し、又は請負人に空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させること。  <u>4</u> 労働者は、第1項第2号の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。
178	第25条 の2	(下線の項目を追加)	179	第25条 の2	<u>2</u> 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるとき(労働者が当該作業に従事するときを除く。)は、当該請負人に対し、同項第3号及び第4号の措置を講ずること等について配慮するとともに、同項第5号のおそれがあるときは、当該請負人に対し、換気その他必要な措置を講ずること等について配慮しなければならない。

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
184	法第13条	<p><u>3</u> 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。</p> <p><u>4</u> 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。</p>	186	法第13条	<p><u>3</u> 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。</p> <p><u>4</u> 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。</p> <p><u>5</u> 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない。</p> <p><u>6</u> 事業者は、前項の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。</p>

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
185	則第13条	<p>(産業医の選任)</p> <p>二 常時1,000人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。</p> <p>三 常時3,000人を超える労働者を使用する事業場にあつては、二人以上の産業医を選任すること。</p> <p>2 第2条第2項の規定は、産業医について準用する。<u>ただし、学校保健法(昭和33年法律第56号)第23条の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校において産業医の職務を行なうこととされたものについては、この限りでない。</u></p> <p>3 省略</p>	187	則第13条	<p>(産業医の選任等)</p> <p><u>2 次に掲げる者(イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。)以外の者のうちから選任すること。</u></p> <p><u>イ 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者</u></p> <p><u>ロ 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人</u></p> <p><u>ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者</u></p> <p>3 常時1,000人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。</p> <p>4 常時3,000人をこえる労働者を使用する事業場にあつては、2人以上の産業医を選任すること。</p> <p>2 第2条第2項の規定は、産業医について準用する。<u>ただし、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項及び第44条の2第1項において「認定こども園法」という。)第27条において準用する場合を含む。)の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校(同条において準用する場合にあつては、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園)において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。</p>

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
186	則第14条	<p>法第13条第1項の厚生労働省令で定める事項は、<u>次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</u></p> <p>一 <u>健康診断及び面接指導等(法第66条の8第1項に規定する面接指導(以下「面接指導」という。)及び法第66条の9に規定する必要な措置をいう。)の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>二 作業環境の維持管理に関すること。</p> <p>三 作業の管理に関すること。</p> <p>四 <u>前3号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。</u></p> <p>五 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</p> <p>六 衛生教育に関すること。</p> <p>七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</p> <p>4 事業者は、産業医が法第13条第3項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。</p>	188	則第14条	<p>法第13条第1項の厚生労働省令で定める事項は、<u>次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</u></p> <p>1 <u>健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>2 <u>法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>3 <u>法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>4 作業環境の維持管理に関すること。</p> <p>5 作業の管理に関すること。</p> <p>6 <u>前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。</u></p> <p>7 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</p> <p>8 衛生教育に関すること。</p> <p>9 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。</p> <p>4 事業者は、産業医が法第13条第5項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。</p> <p>7 <u>産業医は、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならない。</u></p>

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
187	則第15条	<p>(産業医の定期巡視及び権限の付与)</p> <p>産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、産業医に対し、前条第1項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。</u></p> <p>(下線部の項目を追加、変更)</p>	190	則第15条	<p>(産業医の定期巡視)</p> <p>産業医は、少なくとも毎月1回<u>(産業医が、事業者から、毎月1回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回)</u>作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>1 第11条第1項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果</u></p> <p><u>2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの</u></p>
195	則第533条	<p>事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所に高さが75センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に安全帯を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>	198	則第533条	<p>事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所に高さが75センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に<u>要求性能墜落制止用器具</u>を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>
196	則第585条	<p><u>2 労働者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。</u></p>	199	則第585条	<p><u>2 前項の規定により立入りを禁止された場所の周囲において作業に従事する者は、当該場所には、みだりに立ち入ってはならない。</u></p>
196	則第593条	<p>(下線の項目を追加)</p>	199	則第593条	<p><u>2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
196	則第 597条	<u>第593条から第595条までに規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。</u>	199	則第 597条	<u>第593条第1項、第594条第1項及び第595条第1項に規定する業務に従事する労働者は、事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない。(令和6年4月1日より施行)</u>
197	則第 634条	(救急用具の内容) 事業者は、前条第1項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。 一 ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬 二 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬 三 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等	200	則第 634条	(削除)
199	則第40 条	一 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。	202	則第40 条	1 法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。 (下線部分追加)
201	則第43 条	七 血清グルタミンオキサロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビックトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ( $\gamma$ -GTP)の検査(次条第1項第7号において「肝機能検査」という。)	204	則第43 条	<u>7</u> 血清グルタミンオキサロアセチックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミンピルビックトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ( $\gamma$ -GTP)の検査(次条第1項第7号において「肝機能検査」という。)
203	則第51 条の2	(下線の項目を追加)	206	則第51 条の2	<u>3</u> 事業者は、医師又は歯科医師から、前二項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(旧版) 4版4刷(令和5年1月10日)			(新版) 5版(令和5年11月24日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
203	則第 66 条の 5	事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号)第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。)への報告その他の適切な措置を講じなければならない。 (下線部分削除)	206	則第 66 条の 5	事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号)第7条に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。)への報告その他の適切な措置を講じなければならない。
205	法第 71 条	国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。	208	法第 71 条	国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、 <u>受動喫煙の防止のための設備の設置の促進</u> 、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。 (下線部分を追加)
206	則第 82 条	2 前項に規定する者は、 <u>本籍又は氏名</u> を変更したときは、技能講習修了証書替申込書(様式第18号)を技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に提出し、技能講習修了証の書替えを受けなければならない。 (下線部分削除)	209	則第 82 条	2 前項に規定する者は、氏名を変更したときは、 <u>第三項に規定する場合を除き</u> 、技能講習修了証書替申込書(様式第十八号)を技能講習修了証の交付を受けた登録教習機関に提出し、技能講習修了証の書替えを受けなければならない。 (下線部分追加)
207	法第 101 条	<u>2 省略</u>	210	法第 101 条	<u>2～4 省略</u>